

## 静岡産業大学受託研究取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学（以下「本学」という。）が学外から委託を受けて行う研究等（以下「受託研究」という。）の受託に関し、必要な事項を定める。

(研究委託の申込)

第2条 本学に研究等を委託しようとする者（以下「委託者」という。）は、受託研究申込書（様式第1号）を学長に提出するものとする。

(研究委託の受入れ)

第3条 学長は、前条の規定により申込みのあった受託研究を受け入れようとするときは、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ研究担当者及び関係者等の意見を聴取し、理事長の承認を得なければならない。

- (1) 本学教育研究への寄与
- (2) 学内業務遂行上の支障の有無
- (3) その他必要と認められる事項

2 学長は、前項により理事長の承認を得たときは、受託研究受入書（様式第2号）により委託者に通知するものとする。

(受託研究契約の締結)

第4条 受託研究を受け入れるにあたっては、理事長と委託者との間で受託研究契約を締結するものとする。

2 受託研究契約書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 研究題目
- (2) 研究目的
- (3) 研究内容
- (4) 研究担当者
- (5) 研究費
- (6) 研究期間
- (7) 工業所有権等
- (8) その他研究の受託に関し、必要な事項

(受託研究費)

第5条 受け入れた受託研究費は、本学の施設使用等当該研究に間接的に要する管理事務

費として100分の10を差し引き後の額以内を、研究担当者に予算配分する。

(受託研究の中断及び中止)

第6条 学長は、天災その他やむを得ない事由があるとき並びに本学の教育及び授業等に支障があると認めるときは、委託者と協議のうえ受託研究を中止し、または研究期間を延長することができる。

(受託研究の終了)

第7条 研究担当者は、研究期間終了後原則として1か月以内に、学長を経て委託者に受託研究結果報告書(様式第3号)及び研究費収支報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

(施設設備等の帰属)

第8条 研究費により購入した施設設備、物品等は、本学に帰属する。研究に関し委託者から提供のあった施設設備、物品等についても同様とする。ただし、提供にあたって、権利を留保する旨の申し出があった場合は、この限りではない。

(様式の使用)

第9条 この規程に定める様式について、委託者の指定する様式がある場合には、その様式をもって代えることができる。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。